

大阪市では、大阪市企業人権推進協議会と協働して、企業の人権啓発を支援しています。

## 大阪市人権啓発・相談センター

大阪市人権啓発・相談センターは、多様化する人権問題に迅速かつ柔軟に対応するための総合的な施設です。

### ■人権に関する冊子の提供や、人権啓発ビデオ等の貸出

人権に関するさまざまなパンフレット・冊子等の提供や、人権啓発ビデオ・DVD等の貸出しを行っています。人権について学びたい場合や、社内研修等でご利用ください。

▼詳しくは下記大阪市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/category/1435-23-0-0.html>

### ■人権相談

専門相談員による人権相談を実施しています。人権に関することでお悩み、お困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。

### ●お問い合わせは

〒550-0012

大阪市西区立売堀4丁目10番18号 阿波座センタービル1階

☎06-6532-7631 FAX06-6532-7640

人権相談専用▶☎06-6532-7830 FAX06-6531-0666

開設時間▶月～金曜日 9:00～21:00(相談受付は20:30まで)

土・日・祝日 9:00～17:30(相談受付は17:00まで)

※年末年始(12/29～1/3)・施設点検日は休館

人権が守られる社会を応援します

## 大阪市企業人権推進協議会(市内24区支部)

### ■人権を重んじる企業の集まりです

大阪市内約3,500社の事業所から構成されており、大阪市との協働事業の他に、会員事業所からの会費をもとに、企業の立場からさまざまな人権問題に関して積極的に取り組んでいます。

### ■主な研修・啓発等事業

- 事業主のつどい(年2回/9・2月)
  - 啓発ビデオの貸出
  - 労務問題関連研修会(年2回/6・11月)
  - 各区(地域)での研修会
  - 人権問題入門セミナー(4月に2回)
  - 会員企業への研修支援
- .....など

### ●相談・加入・その他のお問い合わせ

### 大阪市企業人権推進協議会 事務センター

〒541-0055

大阪市中央区船場中央1-4 船場センタービル3号館303号室

☎06-4705-6152 FAX06-6264-1303

☎<http://www.oc-jinken.org>

## 6月は就職差別撤廃月間です

### 「就職差別撤廃月間とは…」

昭和50年に「部落地名総鑑事件」が発覚したことを契機に、大阪府ではすべての職場、すべての企業から就職差別を解消するため、全国に先駆け昭和57年から本月間を設けています。

#### ■公正な採用選考について

採用選考は、人の一生を左右しかねない重要な意味を持っています。

就職の際の採用選考においては、次の3点を基本的な考え方として実施することが重要です。

- 「人を人としてみる」人間尊重の精神、すなわち応募者の基本的人権を尊重する
- 応募者のもつ適性・能力を基準として採用選考を行う
- 応募者に広く門戸を開く

#### ■公正採用選考人権啓発推進員制度について

大阪府では、企業内における適正な人事管理システムの確立、企業内での人権問題研修の実施について、中心的な役割を果たしていただく「公正採用選考人権啓発推進員」の選任をお願いしています。

対象事業所：常時使用する従業員数が25名以上の事業所(その他大阪府知事が選任することが適当と認める事業所)

## 読者プレゼント

●左記のアンケートにご回答くださった方のうち、抽選で10名様に1,000円分のQUOカードをプレゼントいたします。ご多忙中とは存じますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



※QUOカード(クオ・カード)はコンビニエンスストア・書店・ドラッグストア・ファミリーレストラン・ガソリンスタンドなどご利用いただける、全国共通の商品券(プリペイドカード)です。

※ご応募締切り:平成25年8月31日(土)必着。

※当選発表はプレゼントの発送をもってかえさせていただきます。

※個人情報について…アンケートから取得しました個人情報は、個人情報保護法及び大阪市個人情報保護条例等に則り、適切に取り扱います。

〈発行〉平成25年6月 大阪市人権啓発・相談センター

次回は、平成25年12月発行(予定)

「大商ニュース」同梱サービス利用

## 企業のための人権啓発情報紙 vol.3



精神障がいのある人の雇用について考えてみませんか？

企業の社会的責任(CSR)の一環として「障がいのある人の雇用」が注目を集めています。

多くの企業が障がいのある人を受け入れれば

社会全体で障がいのある人の自立を支えるしくみづくりにつながります。

また、企業にとっても、障がいに配慮した雇用条件や職場環境の改善により、

企業内部を活性化するだけでなく、

地域社会の信頼を築くきっかけになるなどメリットも多いのです。



大阪市人権啓発  
マスコットキャラクター  
にっこりな

大阪市人権啓発・相談センター

## 企業のための人権啓発情報 vol.3 〈アンケート〉

●次の事項について当てはまる番号を○で囲んでください。

①貴社では、障がいのある人の雇用についてどの程度取り組んでいますか？

1. 取り組んでいる
2. ある程度取り組んでいる
3. あまり取り組んでいない
4. 全く取り組んでいない

②精神障がいのある人を取り巻く雇用情勢をご存知でしたか？

1. 知っていた
2. ある程度知っていた
3. あまり知らなかった
4. 知らなかった

③この情報紙をご覧になったことによって、障がいのある人の雇用に対する印象は変わりましたか？

1. 良くなった
2. やや良くなった
3. やや悪くなった
4. 悪くなった

④この情報紙は今後、障がいのある人を雇用する際の参考になりましたか？

1. 参考になった
2. やや参考になった
3. あまり参考にならなかった
4. 参考にならなかった

⑤今後、この情報紙でとりあげて欲しいテーマはありますか。

ご協力ありがとうございました。